

「会員規程」の一部改正 新旧対照表

改 訂	現 行	備 考
<p>第 2 条</p> <p>2 前項第 1 号の正会員は…（中略）…終身会員は平成 16 年以前<u>または平成 30 年以降に 60 歳以上となつて種別変更を届け出た者をいう。</u></p> <p>第 3 条 会員の年会費は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 終身会員 1,000 円（但し、<u>前条の種別変更時に一時金 3 万円を納入した者を除く</u>）</p> <p>第 5 条</p> <p>5 <u>普通会員が第 2 条第 2 項の条件を満たし、終身会員となることを希望する場合には、別紙様式第 3 号の「会員現況変更届」によって、その旨を理事長に届け出るものとする。</u></p> <p>6 <u>普通会員が年度途中で終身会員となった場合は、翌年度から終身会員の年会費とすることとし、当該年度にかかわる終身会員と普通会員の差額は返還しないものとする。</u></p> <p>(様式第 1 号)入会申込書「会員の種別」欄</p> <p>1：普通 2：学生 3：<u>終身</u> 4：団体</p> <p>(様式第 3 号)会員現況変更届「会員の種別の変更」欄</p> <p>1：普通 2：学生 3：<u>終身</u> 4：団体</p>	<p>第 2 条</p> <p>2 前項第 1 号の正会員は…（中略）…終身会員は平成 16 年以前に一時金 3 万円を納入した者をいう。</p> <p>第 3 条 会員の年会費は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 終身会員 1,000 円</p> <p>第 5 条</p> <p>(様式第 1 号)入会申込書「会員の種別」欄</p> <p>1：普通 2：学生 3：団体</p> <p>(様式第 3 号)会員現況変更届「会員の種別の変更」欄</p> <p>1：普通 2：学生 3：団体</p>	<p>終身会員につき、「平成 30 年以降に希望して届け出た者」の規定を加える。</p> <p>一括して「一時金 3 万円を納入した者」を除外する。</p> <p>（なお、終身会員希望者には「以後毎年の実費支払い」若しくは「定年到達時の 3 万円一括納付」を選択してもらう。）</p> <p>第 5 条（会員種別の変更）について、終身会員への移行に関する規定を整備する。（なお、学生会員から終身会員への移行は「類推解釈」で対応する。）</p> <p>（なお、60 歳以上の者が最初から終身会員を希望する場合も念頭に対応する。）</p>

(注) なお、以上と併せて、(様式第 1 号)入会申込書と(様式第 3 号)会員現況変更届の (注) 7 の E-mail アドレスをポスト由来に変更する。